

⑧ フィンテック産業の発展と誘致を目指した特区申請に関する可能性調査

1. 研究組織

研究代表者： 堂下浩 （東京情報大学・教授）

研究分担者： 樋口大輔 （東京情報大学・准教授）

担 当 部 局： 千葉市経済農政局経済部経済企画課

2. プロジェクトの目的

フィンテックの社会実装を通じ、IT 技術を金融に融合させ金融サービスの革新を図り、資金需要者、とりわけ銀行へのアクセスが困難な中小零細事業主に対する資金調達手段の幅を広げることを通じて、中小企業の活性化と創業率の向上を促す。

具体的なフィンテックサービスとして、顔認証等の技術を使った決済、資金需要者と出資者を仲介するネットサービス、取引履歴を与信に応用するトランザクションレンディング等が挙げられる。フィンテックを我が国の成長戦略に活用するのなら、中小企業向け無担保・無保証融資の担い手としてフィンテック市場を整備することが優先課題である。

特区政策を用いて千葉市を含めた自治体がフィンテック市場の整備に向けて取り組む意義は大きいと考えられる。以下、フィンテック産業の発展と誘致を目指した特区申請に関する可能性調査の内容と成果を報告する。

3. プロジェクトの実施内容

金融機関との取引を有する中小企業にとって、日銀による低金利政策と中小企業への積極的な融資を促す金融庁による指針の下、中長期的な資金需要に対応した融資供与枠は有担保・有保証により拡大している。ただし過剰な長期ローンの設定は将来的に財務の健全性に悪影響を及ぼす。

一方、貸金業法が改正された 2006 年以前、銀行が対応できない緊急性の高い事業性短期資金ニーズに対して、貸金業者の事業者金融機能が補完していたが、金融機関による事業者金融の代替は進んでいない。また貸金業法の改正で上限金利が年利 29.2%から年利 15-20%にまで引き下げられたことで審査は厳格となり、自営業者を中心に深刻な金融収縮が発生している。

そこで今日、融資先の財務データをあまり重視しない代わりに、取引履歴に基づくキャッシュフローを統計的に分析した上で、無担保・無保証により簡易な審査で迅速に与信するサービスとしてトランザクションレンディングが注目される。これはビッグデータに基づいた審査モデルである点を除くと事業者金融とほぼ同一である。

2013 年にトランザクションレンディングに参入した米国のペイパル社（1998 年創業）によると、同社のサービスは銀行からの融資を受けられず、十分な在庫を抱えることができない

い中小企業（とりわけ銀行から融資の対象とならなかった自営業者）に多大な恩恵を与えた点に留まらない。次第に迅速性と手軽さを優先した利用者層にまで裾野を広げ、超短期借入れを行う利用者層を中心に年利 20%以上の金銭貸借が一般化している。

他の先行事例（国内も含む）からも、①つなぎ資金への資金需要は旺盛、②融資実行までの迅速性が高評価、③創業間もない企業の資金ニーズは高い、④資金需要は 300～400 万円程度と企業向け金融としては小口、⑤審査で経営者の信用情報照会が有効といった点が示唆される。

一方、日本では利息制限法がフィンテック普及の阻害要因。利息制限法で上限金利は「元本 10 万円未満は年利 20%、10 万円以上 100 万円未満は年利 18%、100 万円以上は年利 15%」と規定し、さらに「金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす」とされている。100 万円を貸付け、2 日後に返済を受けた場合、手数料等を含めた利息上限は 800 円程度（逆に 100 万円を貸付け、2 日後に手数料として 5 千円を受領した場合、利息制限法では利息として見なされ、年率換算をすると 90%を超える）であり、この水準は他の先進国には類を見ない極めて厳しい規制。さらにフィンテックのようなオンライン等を通じた即時審査、即時決済、迅速な返済を想定した法ではなく、フィンテック普及を阻害している。

また、利息制限法と同様、貸金業法においても貸付けの際交付する契約書面等については電磁的な交付、マンスリーステートメントによる交付が認められているものの、即時審査、即時決済、迅速な返済を想定しておらず、フィンテックの普及阻害要因となっている。

フィンテックの制度設計を検討する上で英国の「サンドボックス」制度は示唆に富む。英国政府 FCA（金融行為規制機構）は同制度を通して、新規参入を図る企業へ積極的に助言し、利用者の安全性を確保した上で一定の範囲内で実験的な取り組みを許容する。

サンドボックスを利用する事業主体の選定条件は、①純粋なイノベーションである、②消費者利益に適う、③実験的施行が必要である、④バックグラウンド・リサーチを行う、という 4 点である。最終的には基準を満たした企業と規制当局である FCA（金融行為規制機構）が協力しながら、フィンテックサービスに沿った新たな規制を構築する。

#### 4. プロジェクトの成果

2016 年 12 月に自民党「経済構造改革に関する特命委員会・中間報告」で言及されるバーチャル特区とは、国家戦略特区のように実施「地域」を条件とするのではなく、「安全体制を確保した上で、イノベティブな技術を採用した特定のサービス」に限定した上で規制緩和を実施する「仮想特区」である。

そこで、中小企業（特に銀行アクセスが困難な中小零細事業主）における資金繰り策の多様性確保を目的として、バーチャル特区として、トランザクションレンディングに参加する一定要件を満たした主体（貸し手及び借り手）に対しては貸金業法及び利息制限法の適用外

## プロジェクトちば&四街道

とし、フィンテック事業に合致した規制のあり方を模索する。

併せて、安全性確保の観点から、バーチャル特区への参加主体には過剰貸し付けを防止するために審査時に信用情報機関の照会・登録を義務化すると同時に、規制当局（又は自主規制機関）は英国のサンドボックスと近似した監督制度をバーチャル特区の参加主体に導入し、本特例を活用するフィンテック企業を重点的に監督する。

今後、政府がバーチャル特区を取り入れた場合、以上のスキームを用いて自治体はフィンテック産業の発展と誘致に向けて本格的に取り組むことが可能となる。したがって、千葉市の地域性を鑑みると、バーチャル特区を活用したフィンテック産業の発展と誘致を目指すことの意義は大きいと考えられる。

以上